

公益財団法人日本小動物医療センターにおける
研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人日本小動物医療センター(以下「当財団」という。)の研究者に公益財団法人日本小動物医療センター研究者倫理綱領に基づいた行動を促すとともに、研究者の不正行為に対する措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学術研究」とは、先人達が行った諸業績を踏まえたうえで、自らの発想やアイデアに基づいた新たな知見を創造することをいう。
- (2) 「研究者」とは、学術研究に携わる役員、職員、その他当財団の施設設備利用者(学生含む)をいう。
- (3) 「研究支援人材」とは、研究活動に携わる事務職員等をいう。
- (4) 「不正行為」とは、研究の立案・計画・経費支援申請・実施・成果の取りまとめの過程において行われるデータその他研究結果の捏造、改ざん、盗用ならびに二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究規範に反する行為、科学コミュニティにおいて学協会の倫理規定や行動規範および学術誌の投稿規定等の違反をいう。
- (5) 「部局等」とは、どうぶつトランスレーショナルリサーチセンター(以下「iCAT」という。)および当財団内共同利用施設をいう。

(不正行為の事前防止)

第3条 当財団は学術研究に係る不正行為を抑止する環境の整備を図るため、次の事項を行う。

- (1) 当財団における研究者、研究支援人材へ3年に1回以上の研究倫理および行動規範教育を実施することによる研究者規範の向上。
- (2) ただし、当財団の施設設備利用者に限っては、各自が所属する組織の行動規範教育を受講している場合には当財団の規定の受講を必要としない。
- (3) 研究データの一定期間の保存、ならびに適切な管理および開示による、研究成果の第三者による検証可能性が確保された環境の整備。
- (4) 共同研究における個々の研究者等のそれぞれの役割分担・責任の明確化および複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者による研究活動や研究成果の適切な把握。
- (5) 若手研究者等の自立した研究活動の遂行を目的とした、適切な支援および助言等が行われる環境の整備。

(最高管理責任者)

第4条 当財団に、最高管理責任者を置き、代表理事をもって充てる。

2 最高管理責任者は、当財団の研究規範の向上、研究不正行為の防止、および研究不正行為に関する告発の受付・調査体制について最終的な責任を負う。

(統括管理責任者)

第5条 当財団に、統括管理責任者を置き、日本小動物医療センター長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じ、当財団全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、当財団全体の具体的な対策を策定・実施させ、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究規範指導責任者)

第6条 当財団に、研究規範指導責任者を置き、iCAT 長をもって充てる。

2 研究規範指導責任者は、学術研究に係る不正行為の事前防止のための実質的な責任と権限を持ち、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 研究者の研究規範意識が向上していくよう、規範教育を徹底し、定期的に指導すること。

(2) 研究者が一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示できるよう環境整備に努めること。なお、研究データの保存等に関し必要な事項は別に定める。

(研究規範委員会)

第7条 当財団に、公益財団法人日本小動物医療センター研究規範委員会(以下「委員会」という。)を置く。

委員会規則については、別に定めるものとする。

(申立等の窓口)

第8条 当財団に、不正行為に関する申立または情報提供、その他不正行為に関する相談、照会等に対応する窓口をおく。

2 前項の窓口に、窓口業務の責任者および窓口業務の担当者をおく。

3 窓口業務の責任者は、経営企画部事務長をもって充て、窓口業務の担当者は、事務長が指名する経営企画部の職員をもって充てる。

(不正行為の疑いの申立)

第9条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、前条に定める窓口に書面、電子メール、FAX、面談等の方法により申立を行うことができる。

(調査、審査および認定)

第 10 条 委員会は、前条の不正行為の疑いの申立があった場合および報道等により不正行為が指摘された場合は、速やかに調査を行い、不正行為の有無および程度ならびに不正行為に関与した者およびその関与の度合いについて審査し、調査開始後概ね 5 か月以内に事実の認定を行い、統括管理責任者に報告するとともに、申立者および不正行為の疑いがある調査対象の研究者(以下「対象研究者」という。)に通知するものとする。

2 委員会は、申立が悪意に基づいたものである疑いが生じた場合、申立者を対象研究者に含み、前項の調査、審査、および認定を行うものとする。

3 委員会は、前 2 項の事実の認定を行うにあたっては、対象研究者に、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会は、個人情報、知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として、認定の概要を公表するものとする。

(認定後の措置)

第 11 条 委員会は、不正行為の存在を認定した場合には、当該事案に対して、次の措置をとることができる。

(1) 対象研究者に対する教育研究活動の停止、研究費の使用停止、研究費の返還等の措置に関する統括管理責任者および部局の長への勧告

(2) 対象研究者に対する定期的な報告の義務付け等の継続的な指導

(3) 研究資金提供機関、関連論文掲載機関、関連教育研究機関等への通知およびこれらの機関等との協議

(4) その他不正行為排除のため必要な措置

2 委員会は、不正行為が存在しなかったことを確認した場合には、対象研究者の教育研究活動の正常化および名誉回復のために、十分な措置を取らなければならない。

3 委員会は、不正行為の疑いの申立が悪意に基づくものと認定した場合には、当該申立者の所属機関の長に通知する。

(不服申立および再調査)

第 12 条 委員会の認定に不服のある申立者および対象研究者は、認定結果通知後 10 日以内に、委員会に対し不服申立を行うことができる。ただし、同一理由による不服申立を繰り返すことはできないものとする。

2 委員会は、認定結果に対して不服申立があった場合には、不服申立の趣旨、理由等を勘案の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の却下を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するものとする。

3 委員会は、再調査を行うことを決定した場合には、申立者および対象研究者に通知し、専門性を要する判断が必要となる時には調査を担当する者の交代もしくは追加、または調査を実施する会に代えて他の者に審査させる。

4 前項の調査は 50 日以内に終了しなければならない。

(協力義務)

第 13 条 職員および関係者は、委員会の行う調査に誠実に協力しなければならない。

(申立者および調査協力者の保護)

第 14 条 当財団は、不正行為の疑いの申立者(悪意に基づく申立者を除く。)および調査協力者が申立または情報提供を行ったことを理由とする不利益を受けないよう、十分に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第 15 条 委員、調査関係者、窓口担当者、窓口責任者、次条に定める事務を処理する者、その他関係者は、立場上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第 16 条 委員会の事務および当財団における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する事務は、経営企画部において処理する。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、当財団における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関し必要な事項は、委員会が定める。

2 調査の実施に関しては、文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および当財団が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準ずるものとする。

附 則

(全部改正)

1. この規程は「公益財団法人 日本小動物医療センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(平成 30 年 9 月 1 日)の全部を改正するものである。
2. この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。